

北京大学図書館蔵『曆事明原』の発見と新たな校訂（上）

大川俊隆 大野裕司

一、始めに

大川はかつて、

「『曆事明原』成書考」（上）（下）^{注1}

を著し、以下の事実を明らかにした。

- ①『曆事明原』こそが、康熙五二年に成った『御定星曆考原』の元本であり、当時康熙帝の簡命を受けて、李光地らがこの『曆事明原』に改訂を加えて作り上げたのが、『星曆考原』に他ならない。この『星曆考原』成書の二八年後になった『協紀辨方書』は、その中心部分である諸々の暦注の循環規則やその由来を述べた「義例」がほとんど『星曆考原』に基づく。よって、『星曆考原』の元となった『曆事明原』の来源を解明することにより、かつて東洋世界を風靡した暦注書『協紀辨方書』に載る様々な暦注の来源をたどり得る。
- ②『曆事明原』は、大川が当時知りえたところでは、現在韓国のソウル大学の奎章閣図書館や蔵書閣に蔵されているテ

キストが今日みることが出来る唯一のものであった。これらは、李氏朝鮮期の書家韓構の字体を模した銅活字で印刷されたもので、李氏朝鮮王朝の肅宗期に印刷されたものと考えられる。そして、奎章閣本も蔵書閣本もその時同時に印刷された同一の版本である。

- ③『曆事明原』五巻の著者は、元の曹震圭である。元朝において司天台算暦科管勾という職にあった彼は、至元一九年に起こったアフマド暗殺事件とその後のアフマド一族の誅殺事件に連座して死んだと考えられるが、『曆事明原』はそれ以前に成っていたのであろう。（この書の作成の意図は、恐らく元朝司天台や曹震圭自身が収集した唐・宋期の暦注書の記載を総合化し、暦注関連の語彙や暦注の循環規則等に統一性を与えるというものであったのではなからうか）。
- ④また、奎章閣本や蔵書閣本の『曆事明原』は、恐らく元朝期に朝鮮に伝えられ、朝鮮では相当長期にわたって、この

書に基づいて王朝の毎年発行する曆に曆注が加えられてきたのであろう。それゆえ、その重要性に鑑み、肅宗期に至り銅活字により印刷されたのであろう。

⑤『曆事明原』は、年ごとや月ごとの吉凶の種々の曆注を記載しているが、それぞれの曆注について、(1)その曆注の大まかな性格、(2)その曆注にあたる月日や方角が何事をなすのに吉なのか、あるいは凶なのかということ、そして、(3)その曆注の循環規則を述べ、最後に(4)曹震圭自身が(1)(2)(3)を総合してそれぞれの曆注に対する自らの見解を述べるという形式をとっている。(4)は曹氏の見解であるので除いて、(1)(2)(3)の部分については、曹震圭の手で要約されているという限界性はあるが、基本的に曹震圭あるいは元朝司天台が収集した唐宋期の様々な曆注書の記載から採られたものである。

⑥唐・宋期の曆注書がほとんど滅んでいる今日、『曆事明原』に採録されている唐宋期の曆注の文は、敦煌文書や敦煌曆書に残存する曆注記録や諸々の文献に引用されている曆注書の逸文と相互に参照させることによつて曆注研究の新しい水準を作ることができる。また、秦漢期の日書や漢簡にしばしば現れる吉凶の曆注についても、そのすべてではないが、『曆事明原』所載の曆注と関連性を有しているものがあり、よつて日書や漢簡曆注の研究にも有効性があると考えられる。要するに、『曆事明原』は、中国前近代期の

曆注研究の基本資料とも云うことができるものなのである。

以上が拙論によつて、明らかにされたことの要約であるが、大川はこの拙論を終わるに際して、今後行わなければならない四つの課題を拙論の末尾に記した。その第一は、『曆事明原』の別のテキストの発見とそれを用いての校訂の必要性についてである。即ち、

最初に、奎章閣本の『曆事明原』は誤字・脱字が多いので、更に校訂可能な別のテキストを見出して、更に正確な校訂を進めなければならない。韓国には、或いは活字本に置き換える前の抄本の『曆事明原』が残存している可能性がある。この発見には、韓国の版本研究に詳しい研究者の協力が必要であろう^{注2)}。

というものであった。いずれの古典籍を読む場合でも云えることであるが、校訂作業を経ていかなかったり、校訂をなすことができない書は、まさに読むに難いものとなってしまう。

これは、大川が、奎章閣本『曆事明原』を研究するに際しても痛感したことである。そこで、大川は、奎章閣本『曆事明原』をその改訂本である『星曆考原』を以てとりあえず校訂することとし、その成果を、

「奎章閣本『曆事明原』校訂稿」(一)―(五)^{注3}

として発表した。「稿」としたのは、校訂に用いたのが、『曆事明原』の改訂本であるという限界性を大川自らが認識していたが故である。そして、後に必ずや別のテキストを発見し、真の校訂を行いたいという願望の意も込めていた。しかし、それ以後、大川自身は『曆事明原』の新しいテキストを発見することはできなかった。

二、北京大学図書館蔵『曆事明原』の発見

大川がこれらの拙論を発表して一〇年ほど経った今から二年前のこと、当時(二〇一〇年)北海道大学大学院の文学研究科の博士号を取得し、北京外国語大学に留学していた大野裕司と偶然会う機会があった。大野は、出土した秦漢期の術数文献の研究を進めている研究者であるが、そのとき大野より、「北京大学図書館に『曆事明原』の抄本が蔵されているようだ」^{注4}という情報を教示された。この情報に、大川は驚き、「これが本当ならやっ」と『曆事明原』の校訂が可能になるのではないか」という期待を抱いたが、当時大川は、『九章算術』や新たに出土した秦漢期の算術文献の研究に主力をそそいでいたため、北京に自ら赴くことができず、大野にその確認を依頼した。そしてさらに、本当に奎章閣本や蔵書閣本の『曆事明原』とは別のテキストがあると確認をとった上で、その

複写を依頼した。

北京大学図書館蔵の『曆事明原』が奎章閣本とは別テキストであるとの確認はすぐにとれたが、複写の方は、北京大学図書館のテキスト複写に対する制限や大野の個人的事情もあって、なかなか進まなかった。しかし、昨年(二〇一一年)の夏、北京大学図書館本の『曆事明原』(以下、「北京大学本」と呼ぶ)の撮影が可能となり、大野がその撮影の任に当たった結果、大川はその複写したものを実見でき、このテキストの全貌を知ることができた。北京大学図書館本の発見の功とその複写の労はすべて大野に負っている。(本稿も大川と大野の共同論文という形をとるのもこのような経緯からである)。

三、北京大学本の来歴

本節では北京大学本『曆事明原』の来歴について述べるとともに、その価値について考えたい。

北京大学本第一巻の第一葉冒頭「曆事明原第一」の次行「目錄」と書かれたその下部には「濟南周氏藉書園印」の蔵書印が押されているのが確認できる。「濟南周氏」とは、周永年(一七三〇―一七九一)のことである。

周永年、字は書昌、一字は書愚、またの字は静函、号は林汲山人。濟南歷城の人で清代乾隆期の文献学者であり著名な

蔵書家である注⁵。

彼は、乾隆三六年（一七七二）の会試・殿試で進士となり、散官の後、乾隆三八年（一七七三）、『永樂大典』の校輯のため徴せられて四庫全書館に入り、以後四庫全書編修に携わった。また、四庫全書の編纂にあたっては、周氏はその蔵書を大量に献書したことも知られている。

周永年については趙威維氏による詳細な研究があり、以後、周永年に関する記述は主にこれによる注⁶。

蔵書印に言う「藉書園」とは「借書園」とも書き、彼の書屋の名である。借書園の蔵書目録である『借書園書目』五巻は現存しており注⁷、その書の子部・第二一葉・歴法には「曆事明原五巻（未詳撰人）」（「歴」は「曆」の避諱）とあり、『曆事明原』の著録が確認できる。

北京大学本の蔵書印と『借書園書目』のこの記載により、北京大学本『曆事明原』はもともと周永年の借書園の蔵本であったことがわかる。

周永年は四庫全書と非常に関わりが深い人物なのであるが、ここで問題になる点が、この北京大学本『曆事明原』と四庫全書本の『星曆考原』との関係である。『曆事明原』自体は四庫全書および存目には著録されていないものの、『曆事明原』の康熙朝における改訂版たる『星曆考原』が四庫全書にも採録されており、よってその四庫提要において、該書

作成に当たっては曹震圭の『曆事明原』が参照にされたことが明記されている。

康熙朝の『星曆考原』作成に当たって使用された『曆事明原』の版本は、この北京大学本であった可能性はあるのだろうか。以下この可能性の有無について考察したい。

まず、上述のとおり『借書園書目』には「曆事明原五巻（未詳撰人）」とあり、周永年が『借書園書目』を編纂した時には、『曆事明原』の作者が何者であるかわかっていなかった。これに対し、『星曆考原』の四庫提要には「曹振圭^{スヰ}『曆事明原』」とあり、また『星曆考原』の書中に「曹震圭謂」の句が頻見せられるので、『星曆考原』の四庫提要の作者は『曆事明原』の作者が曹震圭であることがわかっていった。

北京大学本『曆事明原』は奎章閣本と異なり、巻頭に「司天算曆科管勾曹震圭」という元朝における作者の職名も氏名も示さない。また、奎章閣本が曹震圭自身の見解を述べる箇所では「震圭謂」と記すのに対して、北京大学本は「圭謂」とあるのみである（「圭」字は小字）。これより、周永年が北京大学本を抄写した（あるいは、抄写させた）時点では、彼には本書の作者がわかっていなかった。つまり、この時点では、かれは、『星曆考原』も奎章閣本系統の『曆事明原』も見ていないことになる。このことは上述したように、彼が、『曆

『事明原』を含む自身の蔵書目録『借書園書目』を編纂した時点でも同じであった。ゆえに、『事明原』には「未詳撰人」と記したのである。

以上の考察により、北京大学本『事明原』と四庫全書本の『星曆考原』は直接的な関連はないということが知られるのである。もちろん、奎章閣本『事明原』とも関連はないことがわかる。

ただし、北京大学本『事明原』巻一の「大耗」の文末、「圭所謂義在月凶篇」の後ろに行の右側に寄せた形で「曹震圭也」とある^{注8}。

また、卷三「四離日」の文末、「圭謂、四離者：分離去而不再來。其忌如此」の後ろに唐突に、やはり行の右側に寄せた形で「曹震圭也」の記述が現れる。

これらの「曹震圭也」の記述は『事明原』の文意とはまったく関わらない。おそらく「圭謂」の「圭」が曹震圭であることを示すものであろうが、それは、「圭」が曹震圭であることがわかった時点で加えられた後記のものである。そして、周氏に、「圭」が曹震圭であることがわかった時点とは、『借書園書目』の編纂よりもさらに後であったことは言うまでもない。

では、周永年が、自身の蔵書目録『借書園書目』を編纂したのは何時なのか、そして『事明原』の著者を曹震圭だと

知りえたのは何時なのか。

周永年が『借書園書目』を編纂した時期については正確にはわからない。

桂馥の書いた「周先生伝」^{注9}に、

但喜買書。有賈客出入大姓・故家得書、輒歸先生。凡五万卷。先生見収藏家易散、有感於曹石倉及積道藏、作『儒藏說』、約余買田、築「借書園」、祠漢經師伏生等、聚書其中、招致來學、苦力屈不就、顧余所得書悉屬之矣。県令胡德琳延先生与青州李文藻同脩『歷城県志』、即出其書、肆力搜討、既成。学士朱筠目以詳慎。後成進士、：

とあり、借書園は彼の進士及第以前に成っていたことが知られる。また、王培荀の『郷園憶旧録』^{注10}巻一の「周林汲先生」の条に、

其家蔵書最多、先生在館時蒙上垂問家蔵書籍、刻有二部^{注11}、遂以進呈。点出一千余部進之。後印以「御宝」発還、堂官某求暫留借觀、未数日而家籍没、遂入大内矣。

とある。彼が四庫全書館にあった頃、四庫全書に採録すべき書を選んでいた乾隆帝の下問に対して、彼は二部の家蔵の

書目を進呈した。その一が、彼の年少時の蔵書を編した『水西書屋目録』^{注12}（この書は現存しない）であったことは疑いない。さらにもう一つが、恐らくは『借書園書目』であったろう。続いて、この乾隆帝の中間に應える形で、恐らく、二つの書目に載る相当数の書が四庫全書館に献上されたものと考えられる。献書した書が実際に「一千余部」もあつたのか否かは今は知りうべくもないが。

趙威維氏の研究によれば、周永年の四庫全書館への献書は二回ある。一は、周氏が四庫全書館に入る前に、山東巡撫を通して献書したものである。次は、四庫全書館に入った後、直接献書したものである。後者の方が、『郷園憶旧録』に記載されている乾隆帝の要請に答えての献書である。

そのときに『借書園書目』中より献書された書については、趙威維氏が、『文淵閣『四庫全書総目』中に著録される「編修周永年家蔵本」という記載から三十三種の書を確定している。この三十三種の書中、今伝わる『借書園書目』に著録されているものは、四種のみで、他の廿九種は著録されていない。

このことはなにを物語るであろうか。これは、乾隆帝に見せた『借書園書目』の中の書で献上を要求せられ、実際に献上した書は、借書園にはなくなってしまった。また、それらの書はその後『郷園憶旧録』に記載される事情によって、借書園に返還されることはなかった。よって、後に『借書園書目』

の中から除いたということではないだろうか。『四庫全書総目』中に著録され、かつ『借書園書目』中にも載る四種については、あるいは『水西書屋目録』中の書であつたのかも知れない。もし、そうだとすれば、現在に伝わる『借書園書目』は、周氏の第二次献書の後に、献書した書は除いて、再編纂されたものということになる。そして、その時点でも、周氏は、『曆事明原』の著者は曹震圭であることは知らなかったことになる。

では、その再編修された年代は何時頃なのか。これはある程度わかる。

現在に伝わる『借書園書目』には二本ある。一は劉喜海味經書屋抄本で、一は李璋煜愛吾齋抄本である。前者は、『山東文献集成』第一輯に収められるが、後者は未刊である。趙威維氏によれば、後者には巻首に章学誠の「藉書園書目叙」がある。つまり、章氏は『借書園書目』の序を作っているのであるが、章氏と周氏が知り合つたのが乾隆四〇年（一七七五）であるので、その前後に書かれたものと推測されるのである。即ち、乾隆四〇年には今に伝わる『借書園書目』は既に完成していたことになる。乾隆四〇年といえば、周氏が四庫全書館に入つて三年目である。

周永年は、乾隆三八年に「校勘永樂大典纂修分校官」という職掌で四庫全書館に入ったが、その主要な仕事は、『永樂大典』中より佚書を収輯することであつた。章学誠の「周

書昌別伝」^{注13}に、

従「大典」輯佚時、書昌無間風雨寒暑、目尽九千巨冊、計一万八千有余、丹鉛標識、摘抉編摩、於是永新劉氏兄弟『公是』『公非』諸集以下、又得十有余家、皆前人所未見者、咸著於録。

と記されるように、周氏はこの輯佚の作業に全力を傾注した。「借書園書目」はその間に編せられたのであろう。その作業が一段落を迎えると、自らが『永樂大典』より輯佚した書について「提要」を書き、それらを乾隆帝に奉り、四庫全書へ採録するか否かの皇帝の裁決を俟った。これらの作業に相当の年月を要したはずである。

周永年が輯佚本以外の四庫全書提要の作成に携わったか否か、また携わったとしたら、いつ頃になるのかという点について、少し考察を進めよう。

四庫全書の最初の一セットが完成するのは、乾隆三八年（二七七三）に四庫全書館が開かれてから八年経った乾隆四六年（一七八一）である。そして、この八年間の間に、四庫全書に採録された書の提要が集められ、凡例の具体化やその凡例にあわせるために、何度も修改を加えられた後、『四庫全書総目』として完成し、乾隆帝に進呈せられるのが、乾隆四七年（一七八二）である。この『四庫全書総目』の巻首

の「辦理四庫全書在事諸臣職名」の中に、「翰林院編修 臣周永年」と彼の名が見えるので、彼が四庫全書総目提要の編纂に関わっていたことは疑いない。しかし、具体的にどのような書の提要を執筆したのかについては、全く資料のなかに見出すことができないのである。

趙威維氏は、陳垣の『中国仏教史籍概説』の中の、周永年に係る一節を紹介している。

『四庫提要』成書倉促、謬誤本多。惟積家類著録十二部、存目十二部、謬誤尚少、此必稍通仏学者所為。：今『四庫提要』『開元釈教録』条下、注云「江西按察使王昶家藏本」、而存目『正宏集』条下、則注云「編修周永年家藏本」。吾因此頗疑積家提要出永年手、故舛誤尚不多也。

周永年は、『大典』輯佚の作業に一段落ついた後に、恐らく子部を中心とした提要の執筆に関わっていた^{注14}。だとすれば、『星曆考原』の提要もその書の内容も目撃したに違いない。そして、それにより、『曆事明原』の著者が曹震圭であることに気付いたのであろう。しかし、その時には『借書園書目』は別人に抄録され流伝してしまっていた。その記述を変えるべくもなかった。

彼は、借書園に保存されていた『曆事明原』の内に「曹震圭也」と書き入れることによって、『書目』の中の「撰者未詳」

という記述に訂正を加えたのであろう。これが、筆者が推測する、北京大学本『曆事明原』に「曹震圭也」という後記が加えられた理由である。

四、北京大学本の書写字体の特徴について

北京大学本の『曆事明原』は、抄写本であり、一つ一つの文字自体は非常に端正な筆体によって抄写されている。その文字は、四庫全書館において諸本を筆録する場合に用いられた筆体に似ている。これは、北京大学本が、四庫全書纂修に徴せられた周永年の籍書園の所蔵本であったことと関係しているのかもしれない。あるいは、四庫全書の抄写に当たったような、専門の書工がこの本の抄写に関わっているのかもしれない^{注15}。しかし、このことは、周氏の筆跡の如何とも関連すること、現在では、これ以上追求しがたい問題であり、今は深く立ち入らない。

これと同時に、北京大学本の大きな特徴として指摘しておかねばならないことは、筆録の際に、俗字が極めて多く用いられていることである。

今、巻一の中からそれらの文字を挙げ、その各々の文字が『宋元以来俗字譜』に載るか載らないか、載る場合には、『俗字譜』が俗字を採録している版本を記しておく。(複数の版本にその字が見える場合は、最も古い版本を挙げておく)。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 陰↓阴 (通俗小説) | (2) 陽↓阳 (通俗小説) |
| (3) 變↓变 (列女伝) | (4) 離↓离 (取経詩話) |
| (5) 數↓数 (列女伝) | (6) 猶↓犹 (通俗小説) |
| (7) 萬↓万 (列女伝) | (8) 稱↓称 (列女伝) |
| (9) 體↓体 (通俗小説) | (10) 勸↓劝 (目蓮記) |
| (11) 勞↓劳 (目蓮記) | (12) 於↓于 (『俗字譜』に無し) |
| (13) 故↓放 (古今雜劇) | (14) 積↓穰 (『俗字譜』に無し) |
| (15) 雲↓云 (通俗小説) | (16) 凶↓凶 (『俗字譜』に無し) |
| (17) 麗↓力 (『俗字譜』に無し) | (18) 會↓会 (通俗小説) |
| (19) 興↓興 (列女伝) | 衝↓冲 (『俗字譜』に無し) |
| (20) 觀↓观 (通俗小説) | (21) 舉↓卒 (金瓶梅) |
| (22) 闕↓閉 (古今雜劇) | (23) 對↓对 (通俗小説) |
| (24) 怪↓恠 (取経詩話) | (25) 劫↓劫 (『俗字譜』に無し) |
| (26) 克↓尅 (『俗字譜』に無し) | (27) 驛↓駟 (『俗字譜』に無し) |
| (28) 牀↓床 (『俗字譜』に無し) | |

これらの俗字が現れた最初の文献をみると、宋代の刊本『古列女伝』から、清代初めの刊本『目蓮記彈詞』や清嘉慶年間の刊本『金瓶梅奇書前後部』まで確認できる。即ち、宋元期より清代中期まで民間で用いられた俗字が北京大学本には万遍なく現れるということである。このことから、次の事実が確認できよう。

(一) 北京大学本は、俗字だけから見れば、その書写年代は

おおよそ清代嘉慶年間まで下ることになるが、乾隆年間の籍書園の蔵書であったことを考えれば、乾隆年間までに書写されていたとしていいだろう。

(二)このように、極めて多くの俗字が用いられていることは、清朝の大学者であった周永年の籍書園において、もともと正字で書かれていたのをわざわざそのような俗字で書写することは考えにくいので、籍書園が書写した元のテキストが多くの俗字を用いて書かれていたものであったと推測される。

(三)この元のテキストは、恐らく極めて民間に近い系統で伝えられていたテキストであったと考えられる。籍書園においては、これを書写する時に、そのテキストの原貌を残すべく、元のテキストを忠実に写していったに相違ない。

(四)よって、このテキストは、李氏朝鮮の王室の活字本たる奎章閣本とは全く系統を異にするテキストであった。(このことは、校訂を行った過程からも確認できるのであるが、これについては、巻五までの校訂終了後に述べることとする)。

五、北京大學本を用いた校訂(卷一)

(以下、「奎」は奎章閣本を、「北」は北京大學本を表す。『星曆考原』に同文が見える場合は、『星曆』としてその文も挙げる。挙げていないものは、『星曆考原』には同文がない。また奎章閣本に基づいて、「2オ」などと葉数とその表・裏を挙げておいた)。

1、(2オ―2ウ)「十二支」

奎「三爻辰者象也。謂陽道至此成物象。著顯於下體之上。可當諸侯之任。類同星辰也」。

北「三爻辰者象也。謂陽道至此成物象。若顯於下體之上。可當諸侯之任。數同星辰也」。

2、(2ウ)「十二支」

奎「四爻午者交也。…意願交於外。以求薦天下之賢」。

北「四爻午者交也。…意願交於外。以求天下之賢」。

(北本に「薦」字無し)

3、(2ウ)「十二支」

奎「五爻申身也。伸也。重也。容也。謂五以陽明之德居君子之世」。

北「五爻申身也。伸也。重也。容也。謂五以陽明之德居君子之世」。

4、(2ウ)「十二支」

奎「上交戌者恤也。陽道至此。亢極而憂恤」。

北「上交戌者恤也。陽道至此。元極而憂恤」。

5、(3才)「六陰辰者」

奎「二爻巳者似也。…故曰似。謂居小人之道。不可言貞固也」。

北「二爻巳者似也。…故曰似。謂居小人之道。不可言自固也」。

6、(3才)「六陰辰者」

奎「三爻卯者校也。以陰居下體之上。…故言校也」。

北「三爻卯者狡也。以陰居下體之上。…故言狡也」。

7、(3ウ)「十干」

奎「甲者堅也。…又云。甲者是有情之物」。

北「甲者堅也。…又云。甲者是有情之物」。

8、(3ウ)「十干」

奎「丙者光也。…良者萬物始終之位。幽冥之所。故用光明

配焉。是故懸象著明者日月也」。

北「丙者光也。…良者萬物始終之位。幽冥之所。故用光明

配焉。是故懸象者明者日月也」。

〔《易》繫辭上に「縣象著明莫大乎日月」とあるので、「著明」とすべし〕。

9、(4才)「十干」

奎「丁者定也。…夫婦之道有恒久。其必悅樂。故兌者悅」。

北「丁者定也。…夫婦之道有恒久。見必悅樂。故兌者悅」。

10、(4才)「十干」

奎「己者紀也。極也。會也。陽極則陰生。來會于陽」。

北「己者紀也。極也。會也。陽極則陰生。來合于陽」。

11、(4才)「十干」

奎「辛者新也。味不美也。…終不如故。其味不勝。故曰辛」。

北「辛者新也。味不美也。…終不如故。其味□□。故曰辛」。

(北本は二字分空格)

12、(4ウ)「十干」

奎「癸者揆也。…子者陰終之位。故寄此焉。故甲乙配東方

木也。…戊己以配中央土也。又云。配四維之方辰戌丑未

也」。

北「癸者揆也。…子者陰終之位。故寄此焉。故得甲乙配東

方木也。…戊己以配中央土也。又云。配四離之方戌丑未

也」。

(「故」字の下、奎本に「得」字無し)。

13、(6才)「十二月建通變卦氣」

奎「三月建辰。是坎家九二之得此」。

北「三月建辰。是坎家九二之得此」。

14、(6才)「十二月建通變卦氣」

奎「五月建午。乃艮之六二之得蠱。…又按蠱卦說文。先甲

三日。後甲三日。自甲子・甲寅・甲辰三甲至此。陽氣將

終也。故先甲三日。又自甲申・甲戌・甲子陽氣復生。爲

後甲三日」。

北「五月建午。乃艮之六二之得蠱。…又按蠱卦悅文。先甲

三日。後甲三日。故甲子・甲寅・甲辰三甲至此。陽氣將

終也。故云先甲三。又自後甲甲申・甲戌・甲子陽氣復生。後甲三日。

（北本は「悦」を「説」の義で用いる。両字は通用字。以下、一々採らない。）

15、（7才）「十二月建通變卦氣」

奎「九月建戌。…寒氣忽至。貴賤皆務於内、以會天地之藏。故得之歸魂」。

北「九月建戌。…寒氣忽。貴賤皆務於内、以合天地之藏。故得之歸魂」。

（北本に「忽」の下「至」字無し。北本の「故」は「故」の俗字。）

16、（7才）「十二月建通變卦氣」

奎「十月建亥。…天地不通。閉塞成冬。斂積聚謹蓋藏」。

北「十月建亥。…天地不通。閉塞成冬。斂積聚謹蓋藏」。

17、（7才）「十二月建通變卦氣」

奎「故萬物伏藏。悉歸於土。得十月之坤之歸魂。易曰。致役乎坤也」。

北「故萬物伏藏。悉歸於土。得十月之坤之歸魂。易曰。致後乎坤也」。

（今、『易』説卦に「役」に作る。）

18、（7ウ）「十二月建通變卦氣」

奎「十二月建丑。…又按大有説文。其得剛健而文明。應乎乾而時行。此之謂也」。

北「十二月建丑。…又按大有悦文。其得剛健向文明。應乎乾而時行之。此之謂也」。

（今、『易』大有に「而」に作り「向」に作らず、「行」下に「之」字無し。）

19、（7ウ）「十二月建通變卦氣」

奎「右自丑至午六建得二爻。自未至子六建得五爻。皆變入歸魂者何也」。

北「右自丑至午六建得二爻。自未至子六建得五爻。皆變爻歸魂何也」。

20、（7ウ）「真奇數」

奎「真奇數正理在綱繼正數今術編」。

21、（8ウ）「真奇數」

奎「皆合其數也。又揚子雲作太玄。說五聲十二律數。以甲配子。」

北「此白合其數也。又揚子云作天文。悅五声十二律數。以甲配子。」

22、（8ウ）「九仙擇時」

奎「經曰。十三吉時。十四凶時。…二十二吉時」。

23、（9才）「九仙擇時」

奎「故易曰。乾健也。…離麗也。相見乎離。吉也」。

北「故易曰。乾健也。…離力也。相見乎離。吉也」。

24、(9才)「四殺没時」

奎「傳曰。四殺者寅午戌、火。殺在丑。…没者臨四維者」。

北「傳曰。四殺者寅午戌、火。煞在丑。…没者臨四離者」。

25、(9ウ)「天乙貴神」

奎「震圭謂。天乙者乃紫微宮南門左樞之旁」。

北「圭謂。天乙者乃紫微宮南門右樞之旁」。

(『星曆』に「曹震圭曰。天乙者乃紫微宮南門左樞旁之一

星。萬神之主宰也」に作る)。

26、(10才)「天乙貴神」

奎「故曰貴神。然丑者陽界之神。子位子方」。

北「故曰貴神。然丑者陽界之神。子位子旁」。

27、(10ウ)「太歳」

奎「神樞經曰。太歳人君之象。率領諸神。統正方位幹運時

序。總成歳功。以上元闕逢困敦之歳。起建於子」。

北「神樞經曰。太歳人君之象。率領諸神。說正方位幹運時

序。總成歳功。以上元開逢困敦之歳。起建於子」。

(『星曆』は奎本と同じ)。

28、(10ウ)「太陰」

奎「神樞經曰。…所理之地。不可興修。惟履之學道則吉。

常居歳後二辰」。

北「神樞經曰。…所理之地。不可凶修。惟履之孝道則吉。

常居後二辰」。

(北本に「常居」の下、「歳」字無し。『星曆』には「歳」

字あり)。

29、(11才)「太陰」

奎「故叔序考曆曰。天地凶缺。必在凶醜」。

北「故叔序考曆曰。天地凶缺。必在凶醜」

(『曆』と『歷』は通用)。

30、(11ウ)「奏書」

奎「廣聖曆曰。奏書者歳之貴神也。掌奏記。主同察」。

北「廣聖曆曰。奏書者歳之貴神也。掌奏記。主同察」。

(「同」字、『星曆』に「伺」に作る)。

31、(11ウ)「奏書」

奎「蓬贏書曰。歳在東方。奏書在東北維」。

北「蓬贏書曰。歳在東方。奏書在東北維」。

(『星曆』は「東北維」に作る)。

32、(12才)「博士」

奎「堪輿經曰。博士者常與奏書所衝」。

北「堪輿經曰。博士者常與奏書所衝」。

(『堪輿經』の「與」は、北本に「餘」や「金余」に作る。

奎本の「衝」の俗字が「冲」、以下一々採らない)。

33、(12才)「力士」

奎「明時總要曰。歳在東方。力士在東南維」。

北「明時總要曰。歳在東方。力士在東方維」。

(『星曆』は「東南維」に作る)。

34、(12ウ)「蠶室」

奎「堪輿經曰。蠶室者歲之凶神也。主絲繭綿帛之事」。
北「堪輿經曰。蠶室者歲之凶神也。主絲繭綿帛之事」。

〔星曆〕は「主絲繭綿帛之事」に作る。

35、(12ウ)「蠶室」

奎「禮記曰。君皮弁素積。卜三宮之世婦之吉者。使入蚕于蚕室。奉種浴于川。桑于公桑。風戾以食之。因少牢禮之」。

北「礼記曰。君皮弁素積。十三宮之世婦之吉者。使入蠶于蠶室。奉種浴于川。桑于公桑。風矣以食之。因少牢祀之」。

36、(13オ)「蠶室」

奎「又按。月令曰。季春之月。后妃齋戒。親東鄉躬桑。以共郊廟之服。無有敢惰」。

北「又按。月令曰。季春之月。后妃齋戒。親東鄉躬桑。以共郊廟之服。無有敢惰」。

〔月令〕では、「齋戒」「無有敢惰」に作る。

37、(13ウ)「蚕官」

奎「黎幹曰。歲在東方。居戌。在南方。居丑」。

北「黎幹曰。歲在東方。居戌。在南方。居五」。

〔星曆〕は「居丑」に作る。

38、(14オ)「歲刑」

奎「曾門經曰。金剛火強。各守其方。木落水趣末」。

北「曾門經曰。金剛火強。各守其方。木落焔根。水流趣末」。

(奎本に「焔根」の二字無「木落焔根。水流趣末」に作る)。

39、(14オ)「歲刑」

奎「翼奉曰。亥卯未木之位。刑在北方。言木恃榮觀」。
北「翼奉曰。亥卯未木之位。刑在北方。言木恃榮華」。

(北本はもと「榮觀」とあったが、観の右に「華」と訂正がある。『星曆』は「榮華」に作る)。

40、(14オ)「歲刑」

奎「廣聖曆曰。歲刑之地。攻城戰陣。不可犯之」。
北「廣聖曆曰。歲刑之地。攻城戰陣。不可犯之」。

〔星曆〕は「攻城陣戰」に作る。

41、(14オ)「歲殺」

奎「歲殺」
北「歲殺 三 三殺者皆陰氣最盛之方也。陽生陰殺之理也」。

〔歲殺〕は表題。奎本に「三」以下の文無し。北本の文は表題の下に付けられる。「三」は「三殺」の事か。

42、(14ウ)「破敗五鬼」

奎「乾坤寶典曰。曆例曰。壬甲之年在巽」。
北「乾坤寶典曰。曆例曰。壬申之年在巽」。

(北本は「黃幡」では「乾坤寶典」に作る。ここは単純な誤写か)。

43、(15ウ)「吊客」

奎「吊客」

北「吊客」

〔吊〕は「弔」の俗字。以下、一々採らない。

44、(15ウ)「吊客」

圭「吊客者歳之凶神也。主疾病哭泣之事」。

北「吊客者歳之凶神也。主疾病哭泣之事」。

〔星曆〕には「紀歳曆曰」とし、その後「吊客者歳之凶神也。主疾病哭泣之事」と続ける。

45、(15ウ)「吊客」

奎「震圭謂。吊客者歳君之賓客也。主伺疾病哭泣之事。故問生曰唯問。死曰吊客」。

問生曰唯問。死曰吊客」。

北「圭謂。弔客者歳君之賓客也。主伺疾病哭泣之事。故問

主曰唯問。死曰吊客」。

46、(15ウ)「黄幡」

奎「乾坤寶典曰。黄幡者旌旗也。…常居合墓辰」。

北「乾坤寶典曰。黄幡者旌旗也。…常居合墓辰」。

〔星曆〕に、「合墓」は「三合墓」に作る。

47、(15ウ—16オ)「黄幡」

奎「廣聖曆曰。黄幡者。寅午戌歳在戌。申子辰歳在辰。亥

卯未歳在未。巳酉丑歳在丑。震圭謂。黄幡者。歳君安居

之位」。

北「廣聖曆曰。黄幡者。歳君安居之位」。

(北本に「寅午戌歳在戌」以下の三十字脱落。『星曆』は奎本に同じ)。

48、(16オ)「黄幡」

奎「又按。洞源経曰。将出乎中軍。盖張于庫上。此之謂也」。

北「又洞源経曰。時出乎中軍。盖張于庫上。此之謂也」。

(北本と『星曆』に「按」字無し。また、北本、「盖」はもと「益」に作るが、右に「盖」と訂正。また、『星曆』には「将」に作る)。

49、(16オ)「豹尾」

奎「豹尾者亦旌旗之象。…其所在不可嫁娶・納奴婢・進六

畜及興動」。

北「豹尾者亦旌旗之象。…其所在不可嫁娶・内奴婢・進六

畜及興動」。

〔内〕は「納」の元字にして、両字は通用する。以下、一々採らない)。

50、(16ウ)「飛廉」

奎「廣聖曆曰。…午年在寅。未年在卯。申年在寅。未年在卯。

申年在辰。酉年在亥」。

北「廣聖曆曰。…午年在寅。未年在卯。申年在寅。酉年在亥」。

(奎本と北本の「寅」字、『星曆』に「辰」に作る。奎本

「未年在卯。申年在辰」の二句重複、誤写であろう)。

51、(17オ)「大耗」

奎「震圭所謂義。在月凶篇」。

北「圭所謂義。在月凶篇曹震圭也」。

(北本の「曹震圭也」とは「圭」が誰かを謂うもので、後に付されたものであろう)。

52、(17才)「官符」

奎「曆例曰。…所理之方。不可土工 舍守」。

北「曆例曰。…所理之方。不可土工舍守」。

(奎本「舍守」の上に空格あり。その意不明。『星曆』に

「不可興土工」に作り、「舍守」「舍字」の句無し)。

53、(17ウ)「病符」

奎「假令新歲將旺。舊歲必衰。衰則病也。其義昭然」。

北「假令新歲將旺。舊歲必衰。衰則病也。其義昭然」。

(北本、もと「王」に作るも右に「旺」と訂正。「王」と「旺」

は通用字。以下、採らない。『星曆』に「假令」の二字

無く、「新歲將旺。旧歲必衰」に作る)。

54、(18才)「劫殺」

奎「劫殺」

北「劫殺」

(表題の下、北本に「二」字あり)。

55、(18才)「劫殺」

奎「震圭謂義在月凶篇」。

北「圭所謂義在月凶篇」。

(奎本に「所」字無し)。

56、(18才)「灾殺」

奎「灾殺」

北「灾殺」

(表題。北本の「二」は前の「劫殺」と関連があるか)。

54を参照)。

57、(18才)「灾殺」

奎「按、洞源経云。劫殺起於絶。灾殺起於克。言在相克之位」。

北「按、洞源経云。劫殺起於絶。灾殺起於尅。言在相尅之位」。

(「尅」は「剋」の俗字。「剋」の元字は「克」。よって、

三字は通用する。以下、一々採らない)。

58、(18ウ)「伏兵」

奎「伏兵大禍附」

北「伏兵」

(表題。北本に「大禍附」無し。『星曆』に表題「伏兵」の下、

「大禍」有り)。

59、(18ウ)「伏兵」

奎「震圭謂。…如是伏兵灾甚。大禍灾軽。然木火以其来克

者。其理自然。金水則以克彼者何」。

北「圭謂。…如是伏兵灾甚。大禍灾軽。若木火箕来尅者。

其理自然。金水則以尅被者何」。

(北本の「箕」は、或いは「以其」の誤記か。『星曆』は「然

木火以其来克者。其理自然。金水則以其被克者」に作る)。

60、(19才)「畜官」

奎「廣聖曆曰。…犯之者。損六畜傷財」。

北「廣聖曆曰。…犯之者。折六畜傷財」。

(『星曆』は「損」に作る)。

61、(19才)「畜官」

奎「震圭謂。：以待百官之乘驛也。故居三合前辰。是群臣府庭之傍。其義昭然」。

北「圭謂。：以待百官之乘駟也。故居三合前辰。是群臣府庭之旁。其義昭然」。

〔「旁」は「傍」の、「昭」は「照」の元字。各々両字通用する。以下、採らない。』星曆』は「以待百官之乘驛也。故居三合前辰。與官符同位」に作る。〕

62、(19ウ)「大殺」

奎「震圭謂。大殺者是歲五行建王之辰。將星之位」。

北「圭謂。大殺者是歲五行建王之辰。將星之位」。

〔北本に「三合」の二字無し。『星曆』に「三合」の二字有り。〕

63、(19ウ)「大殺」

奎「今按。洞玄經云。將出乎中軍。大抵五行建王之辰」。

北「今按。洞玄經云。將出乎中將軍。大抵五行建王之辰」。

〔奎本に「將」字無し。〕

64、(19ウ)「金神」

奎「洪範篇曰。金神者太白之精。白獸之神。主兵戈・喪亂・

水旱・徭役。所理之方。忌築城池・建宮室・嫁娶・遠行・

起任。犯者。橫禍纏。若犯于神者。尤甚」。

北「洪範篇曰。金神者太白之精。白獸之神。主兵戈・喪亂・

水旱・淫役。所理之方。忌築城池・建宮室・嫁娶・遠行・

起任。犯者。橫禍至。若犯于神者。尤甚」。

〔奎本の「徭役」、北本の「淫役」は『星曆』に「淫疫」

に作る。〕

65、(20ウ)「歲干合」

奎「曆例曰。：震圭謂。在十幹篇中」。

北「曆例曰。：震圭謂。義在十幹篇中」。

〔奎本に「義」字無し。〕

66、(20ウ)「歲干合」

奎「天寶曆曰。大歲以下諸神。其地各有所忌。如有隳壞事。

須要修營者。：：」。

北「天空曆曰。大歲已下諸神。其地各有所忌。如有隳壞事。

須要修營者。：：」

〔『説文』心部「黎、恨也。从心黎聲。一曰怠也」。〕

67、(20ウ)「大歲出遊日」

奎「曆例曰。大歲出遊日者。甲子日東遊。己巳日還位。丙

子日南遊。辛巳日還位。戊子日遊中宮。癸巳日還位。庚

子日西遊。乙巳日還位。壬子日北遊。丁巳日還位」。

北「曆例曰。太歲出遊日者。甲子日東遊。己巳日還位。壬

子日北遊。丁巳日還位」。

〔北本は「丙子日南遊」以下の三十一字脱落。『星曆』は

表題を「太歲以下神殺出遊日」に作る。〕

68、(20ウ―21オ)「大歲出遊日」

奎「震圭謂。太歲諸神者陰氣之化。地祗也。蓋子至巳。乃

陽氣建王之辰。故陰氣不敢用事」。

北「圭謂。太歲諸神者陰氣之化。地祗也。蓋子至巳。乃陽

氣運王之辰。故陰氣不故用事。」

〔『星曆』に「地祇也。蓋子至巳。乃陽氣建旺之辰」に作る。〕

69、(21ウ)「日遊神」

奎「震圭謂。處於對衝之位也。…癸卯在東房。其安西房也」。

北「圭謂。處於對冲之位也。…癸亥在東房。其安西房也」。

70、(22オ)「宅龍」

奎「震圭謂。宅龍者青龍也」。

北「圭謂。宅龍者青龍也」。

(北本「宅龍」の下、重文符号有り)。

71、(22オ―22ウ)「人神」

奎「今按。黃帝内經・靈樞經・甲乙經所載。…四日。腰太

陽分。刺灸之。腰僂無力」。

北「今按。皇帝内經・靈樞經・甲乙經所載。…四日。腰太

陽分。刺之。咽喉不利。灸之。腰僂無力」。

(奎本に「刺」の下「之咽喉不利」の五字無し。『星曆』

は奎本に同じ)。

72、(22ウ)「人神」

奎「十八日。在股少陰分。刺之。引陰氣痛。十九日。在陽

明分。刺灸之。發腫」。

北「十八日。在股内少陰分。刺之。引陰氣弱。十九日。在

足陽明分。刺灸之。發腫」。

(奎本に「在股」の下、「内」字無し。また、「十九日在」

の下、「足」字無し。『星曆』は奎本に同じ)。

73、(23オ)「人神」

奎「二十日。内踝少陰分。刺之。經筋攣」。

北「二十日。内踝少陰分。刺之。經筋攣」。

(北本の「攣」は或いは「癩」字の誤記か。『星曆』は

「癩」に作る)。

74、(23オ)「人神」

奎本「二十五日。陽明分。刺灸之。胃氣脹」。

北本「二十五日。陽明分。刺灸之。胃氣脹」。

75、(23オ)「人神」

奎「二十七日。在膝陽明分。刺之。足脛厥逆」。

北「二十七日。在膝陽明分。刺之。足脛厥逆」。

76、(23オ)「人神」

奎「三十日。陽明分。月空亡。不寫禁不治。此之謂也」。

北「三十日。足趺陽明分。月空亡。不寫禁不治。此之謂也」。

(北本の「足趺」、「日」と「陽」の右傍に小字で付され

ている。『星曆』は奎本に同じ)。

77、(23オ)「喜神」

奎「歌曰。甲己在艮。乙庚乾。丙辛坤位。喜神安。丁壬寄

向離宮坐」。

北「歌曰。甲己在艮。乙庚乾。丙辛坤位。喜神安。丁壬寄

向離宮休」。

(『星曆』は「丁壬寄向離宮坐」に作る)。

78、(23ウ)「喜神」

奎「假令甲己化土。…丁壬化木。生火為子。火王於午離也」。

北「假令甲己化土。…丁壬化木。生火為子。火壬於午盛也」。

（『星曆』は「火旺於午離也」に作る）。

79、（24、オ）「三元」

奎「以上元甲子起一宮。中元甲子起三宮。下元甲子起七宮」。

北「以上元甲子起一宮。中元甲子起四宮。下元甲子起七宮」。

注釈

注1、大川俊隆『大阪産業大学論集』人文科学編。（上）は九九号（一九九九年一〇月）、（下）は一〇一号（二〇〇〇年六月）。

注2、注1所引の（下）の「八、終わりに―以後の課題について―」参照。

注3、大川俊隆『大阪産業大学論集』人文科学編 九九号（一〇三号（一九九九年一〇月）二〇〇一年三月）。

注4、北京大学図書館編『北京大学図書館古籍善本書目』（北京大学出版社、一九九九年）に『曆事明原』五巻が記されている。

注5、『清史稿』（中華書局本）巻四八一「儒林二」に伝が載る。

注6、趙威維「周永年文献学之研究」（国立台北大学古典文献学研究所碩士論文、二〇〇九年）。この論文は、

碩士知識加値系統 <http://ndfdncl.edu.tw> にて全文データダウンロード可能。

注7、『山東文献集成』第一輯第二八冊所収、山東大学出版社、二〇〇六年。

注8、本論「五、北京大学本を用いた校訂」の55を参照。

注9、『晚学集』巻七「周先生伝」。

注10、『続修四庫全書』（上海古籍出版社、二〇〇二年三月）集部・別集類に載る。

注11、「刻有二部」の「刻」は誤りであろう。「抄写していた目録二部」でなければならぬ。趙威維氏もこれを指摘している。

注12、この書目は、周氏年少時の蔵書を編じたもので、この書の序文として沈起元の「書水西書屋目錄後序」がある（趙威維「周永年文献学之研究」頁三五）。

注13、章学誠の「周書昌別伝」は、『章学誠遺書』第一八、文集三に載る。

注14、注5所引の『清史稿』の周永年伝に「永年在書館好深沉之思、四部兵・農・天算・術数諸家、鉤稽精義、褒譏悉当、為同館所推重」とある。

注15、周氏が人を雇って四庫全書館の書を借り、抄写させていたことは、注9所引の周先生伝に「借館上書、屬予為四部考。傭書工人十人、日鈔數十紙。盛夏燒

灯校治。会禁借官書、遂罷」とある。これは、彼が四庫全書館に入って以後のことであるが、籍書園を創設して以来、書工の人を雇って貴重本を抄録させていた可能性はおおいにある。